

平成 25 年度第 4 回（平成 26 年 3 月 12 日）図書館運営協議会 会議録（要旨）

1 出席者

運営協議会委員（11 名）

雪嶋会長、糸賀委員、中村委員、古味委員、岸本委員、齋藤委員、佐竹委員、松井委員、成瀬委員、新田委員、飯田委員

図書館側委員（4 名）

藤牧中央図書館長、柴資料係長、喜多利用者サービス係長、加藤こども図書館長

図書館事務局（4 名）

鍋島管理係長、甲管理係主査、萬谷利用者サービス係主査、管理係阿部

2 場所 中央図書館 4 階会議室

3 議事内容

これからの図書館サービスのあり方について

【 会長 】

ただ今から平成 25 年度、第 4 回の新宿区立図書館運営協議会を開催致します。この協議会は公開になっております。傍聴されている方がいらっしゃいます。ではよろしくお願い致します。

【 事務局 】

それではよろしくお願ひ致します。それでは本日の配布資料について、事務局から確認をさせていただきたいと思ひます。

はい、おはようございます。事務局から配布資料の確認をさせていただきます。本日、次第の他に 3 点、お手元にご用意しているかと思ひます。一つ目が電子書籍のビジネスモデルと公立図書館への導入の課題について、A4 縦の資料になります。これ 1 枚ですね。ございますでしょうか。その次ですけれども、A4 横で、図書館における計画とマーケティングと書かれた資料と、これがホチキス留めになっておりまして、A4 横の資料。それと、その後ろに 26 年 3 月 2 日、日経朝刊の切り抜きが付いてございます。これで一式ですね。ありがとうございます。

それと事前にこちらからお送りしておりました、アンネ・フランク関連図書の破損行為についてということで、ホチキス留めをした資料になります。皆さまお持ちでしょうか。もしお手元にはない場合には事務局でご用意致しますけれども、よろしいですか。よろしくお願ひ致します。

それで今回、この協議会につきまして、録音を取らせていただいております。ご了承く

でございますよう、お願い致します。事務局で後で発言を整理してインターネットで概要を設けております関係でのお願いでございます。

それと、その録音する関係で、委員の方にはマイクの使用をお願いしております。マイク、お手元がない場合には職員がお手元にマイクをお持ち致しますので、マイクが来てからご発言くだされば幸いです。どうぞよろしくお願い致します。

会長、お願い致します。

【 会長 】

ありがとうございます。それでは、本日、お配りしている次第に沿って行いたいと思うんですけども、今日は二つの講義ということになります。ですから、当初予定していた時間よりももう少し時間を取ってじっくりと質疑応答も含めてできるということになりますけれども、きょう話していただける方はご用意としては15分ぐらいということであるんですけども、もう少し長くお話しいただいて構わないんですけども、その辺いかがでしょうか。

もう一つは、全体で1時間半近く、この中でお話をさせていただくということになるんですけども、最初に二つお話をいただいて、それから、自由に質疑応答というやり方のほうが時間の調整ができやすいと思います。1回お話しいただいて質疑応答だと次のほうが押してきちゃうこともあると思いますので、私の一存で、二つまずはお話しいただいて、その後どちらかについての質問をそれぞれ自由にやっていただいて質疑応答にするというふうにしたいと思いますので。

まず最初の①ですけども、電子書籍の普及への対応ということ、これについてお話しいただきたいんですけども。これは、これからの図書館サービスという部分での諮問事項の一つということになりますので、それについて、お話しいただく。そして二つ目が新宿区の図書館サービスの基本計画ということで、これも図書館サービス計画というものを今後作っていく必要があるということで、質問事項にありますので、この二つについてお話しいただいて、その後、自由に質疑応答ということできたいと思いますので、よろしくようお願い致します。では、お願いします。

【 運協委員 】

はい。ごあいさつだけ。よろしくお願いします。

まず、最初にお断り致しますが、私は本を作る側の代表ということで、たまたま新宿区内で小さな出版社をやっておりまして、20人ほどでやってる会社でございます。ただ一応立場としては、日本書籍出版協会という業界の団体の図書館委員会というのがございまして、そちらで副委員長をやってるものですから、この協議会のほうにも出席させていただいております。ただ、この電子書籍へのスタンスというのが、出版社によってかなり今開きがございまして、私どもの会社でも、電子書籍、多少販売をしてるんですけど、ほとん

どビジネスになっていないというか、一応やっていますというぐらいなんですね。ですから、なるべく業界の代表としてのお話をしようと思いますが、つつい自分の会社の視点のほうに話が流れがちでございますので、その辺は後で質疑応答の際に、多分ご修正いただけたらと思いますので、ご専門家がいらっしゃいますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、レジюмеに従ひまして、電子書籍の市場規模ということですが、ここでまた電子書籍とは何かとか、話し始めると長くなりますので、その辺は皆さんがイメージするものということで、取りあえずお話を聞いていただいて、必要に応じて後ほどご質問いただければと思ひます。

2010年から始めましたのは、この2010年が電子書籍元年といわれた年でして、その電子書籍元年といわれたことを皆さんがどれくらい認識されてるのかどうか分からないんですが、少なくとも業界ではそのように言われました。一つはいわゆる携帯電話からスマートフォンというものが発売されて、少しずつ普及し始めたりとか、要するに電子書籍を読む端末が出たということとか、あるいはその電子書籍をいろいろ配信するといひますけども、それを商売にする業者さんがいくつかできたということで、さあ、いよいよ日本でも電子書籍が本格化するぞということでございます。もちろん、それ以前から少しずつあったわけですが、で、この年、そういう触れ込みだったんですが、実は2011年、逆に少し、売り上げといひますか、市場規模が逆にマイナスになりました。これはひとえに電子書籍の中身が、コンテンツがなかなか増えなかったということなんですね。せっかくそういう器ができたか、配信する業者さんが出て、肝心の出版社の側が電子書籍のものをあまり作らなかったということが、特に大きいと思ひます。

ただ、2012年になりまして、この数字は、これをすごい伸びといえるかどうかはともかく、だいぶ普及し始めました。これは一つは、恐らく皆さんも、スマートフォンご利用になってる方もいらっしゃると思ひますけど、この2年ぐらいの間はかなり端末の側が普及して、これは私、スマートフォンだけ書きましたけど、それ以外にですね、いくつかの端末が発売されて、しかも安く入手できるようになって、見るものがだいぶ増えたということ、それと、実はこの年の11月にAmazonでKindleという、これも端末なんですが、発売になりまして。他に楽天さんのkoboっていうのも、この同じ年に出てるんですけど、この二つが出たことによって、それまでやや消極的だった出版社の側が、ものすごい勢いでコンテンツの提供を始めました。ほとんどの出版社さんは、特にこのAmazonのKindleが出たことによって飛躍的に電子書籍の売り上げが、やってらっしゃるところはですけども、伸びたとおっしゃっております。それが2013年になって、今年、昨年のデータまだ正確には出ておりませんが、1000億はちょっといかないのかもしれないかもしれませんが、そういうある時点での予測としては出ております。

こういう形でようやく電子書籍の普及が始まったというのが今の状況かなと思ひますが、その一方で、皆さんいろんな所でご覧になってるのかもしれないけども、いわゆる紙

の書籍の売り上げ、あるいは紙の雑誌、あえて「紙の」と書きましたけども、少しずつ、少しずつ、落ちておりました。これは実はこの3年4年の間に落ちたということではなくて、もう、十数年にわたってずっと落ち続けているという状況でございます。よくこの二つを比べて、例えば2010年の時点では、「まだまだ電子は少ないよ」って言ってたんですけども、気が付けば、比較対照する紙のほうが続いているものから、だんだんなんとなく接近してきているのかなと。恐らくこれは、電子のほうはこれからも伸び続ける。紙のほうは残念ながらこれからも落ち続けるということで、これから先進んでいくんだろうと予想されております。

あえてちょっと申しますけども、実はこの紙の書籍、紙の雑誌の売り上げは、いわゆる正規ルートというんですが、私ども出版社から取次店さん、書店さんを経由して売られているものの金額でございまして、例えばいわゆるブックオフさんとか、古書店の売り上げですとか、あるいはまたAmazonですけども、今そういう中古のマーケットがウェブ上でもいろいろ盛んになっておまして、そこでの売り上げというものは計上されておられません。ですから、人によっては、そういう古書店での売り上げとかを入れると、全然紙の本の売り上げ落ちてないんじゃないかとおっしゃる方もいらっしゃいます。これはあくまでも普通の正規ルートでの販売額ということでございます。

それで2番目の、ちょっとビジネスモデルということでもどこまでお話しできるか分からないんですが、先ほどもちょっと申しましたけども、紙の出版物、いわゆる普通の書籍の、主たる販売ルートというのは、あえて著者から出発致しますが、著者の方が書いた原稿を出版社が作って。それを取次店という所を通して、問屋さんですね、書店さんにいくと。で、図書館さんはこの書店さんから購入するわけです。図書館を通じて読者の方が読む場合もありますし、書店さんで買って読者が読むということでございます。もちろん、この中で書店の所がコンビニになったり、あるいは駅の売店、キオスクであったりとか、そういう細かいものはいくつもございます。生協もありますけども。一番のメインストリームというのはここになります。

ただ、電子書籍になりますと、これは物流がございませんので、ここをショートカットすることが理論上簡単にできることになるわけですね。電子書籍は、ここで配信業者と書きましたけども、ここは今いろいろな立場の方ができるわけです。出版社自身でもできるし、もちろん書店さんもできるし、全然違う業種の方もやろうと思えばできるし、ということで、こういう流通経路ができます。ですからこの中で、間に入っていて、ちょっとこのルートから外しましたけども、いわゆる取次店さんとか書店さんは、これやや失礼な表現かもしれませんが、とにかく、こうやって先ほどの話のように、電子書籍はこれから増えるだろうと。紙は減るだろうという中で、これから外されてしまっは大変ということで、各社いろいろな形で、もちろんこの電子書籍の市場にも参入されています。

それから、電子書籍のもう一つの特徴は再販売価格維持制度、これを俗に再販制度と申しますが、紙のほうは、日本ではこの再販制度というのがございまして、この再販売価格

維持というのは、要するに、出版社から取次店を経由して書店さんから再販売するときに、その価格は定価ですよということですね。いくつかの例外は出ておりますけども、原則、出版物は現在はこの定価販売という制度に、あえて申しますが、守られているわけです。これについてはいろいろなご意見があると思いますが、この電子書籍という新しい形は一切この定価販売という制約ございませんで、かなりいろいろな値段で売られております。実は最近、ちょっとこれ問題視すべきかどうかあれなんですけども、ある電子書籍の販売する所が、事実上期間限定で無料販売みたいなことをやられたりするんです。これは一応値段があるんですけども、この期間はその本を買ったら、それと同じだけのポイントが突けます。例えば 1000 円の本を買ったら、1000 ポイント差上げますと。これ、まあ、無料みたいなもんですよ。還元するわけですから。無料というのはちょっと極端なんですけども、かなり、半額だとか、極端な割り引きをして、一つは電子書籍を普及する、電子書籍を読むという週間を読者の方に根付かせるという目的もあると思うんですけども。あるいは、ポイントということで顧客を囲い込むということもあると思いますが。そんなことができるということで、ちょっと市場が荒れているということができるかもしれません。

海外の業者、例えば Amazon さんのような所ですけども、そういう所がかなり積極的に始めておりますし、また異業種というのは、例えば電機メーカーさんなんかでも、こういう電子書籍の販売の仕組みを作ってやっています。

ですから、いろんな所がいろんな形でやっていて、その中で少しずつ、少しずつ普及しているという状況なんですけども、出版社の側、実際は、これまた後で図書館との関係の所でもお話ししますが、コミックがやはり多いんですね。3 分の 1 ぐらいですかね、まだ正確な統計はちょっと・・・。

【 運協委員 】

コンテンツの数でしょ。

【 運協委員 】

はい。

【 運協委員 】

コミックと写真集、多分 7 割か 8 割いっちゃう・・・。

【 運協委員 】

そうなんです。数っていうアイテムでいうとですね、実はそういうものが主として出ているんです。ですから、先ほど言いましたように、例えばスマートフォン、あるいはいろんなタブレット、専用の端末も出ておりますけども、そういうもので個人が比較的安く買ってご覧になっているものっていうのは、やはり圧倒的にコミックですとか、写真集です

とか、そういうものが多いということで、これは大抵のそういうものが普及するときに乗るものとしては、そういうアダルトビデオなんかもそうだと思いますけど、そういうものがけん引するということが多いんですけども。電子書籍におきましても、今までのところは、普通の図書館に置いてあるような書籍よりも、そうじゃないものを中心にしているということです。

一番の問題は、著作権、あるいは海賊版ということなんですけども、著作権法というもので著者の権利が守られていて、勝手にコピーしたりできないとか、いろんなことがあるんですけども、電子の場合には非常にこの辺の管理が難しく、今のところ、実は今まさに進行中なんですけど、電子書籍の著作権をどうするかということで、今法案を作ってる最中でございます。今度の今年の国会に上程できるかどうかの今瀬戸際のところで、最後の詰めをしてるんですけど、ちょっとその内容についてはまた後日公表されましたら、お話しできる機会があるかと思いますけど、今のところ、出版社は、著者と紙の本の契約は結んでいますけど、電子に関しての契約は少しあいまいだったりして。そうすると、今まで紙の本は出版社が出して、出版社が著者から原稿をお預かりして、出版する権利をお預かりしてやっていたわけですけども、その権利が、契約をしていないと、先ほど言いましたように、もしかすると電機メーカーさんとか、そういう所が売れっ子の作家さんの、電子書籍はうちがやりますと、出版社なんかもう全然力ないから。確かにそうなんです。市場規模でいったら、東芝さんの売り上げと出版会の売り上げ、もう本当にどっちが上かっていうぐらいの差がございますので、なかなか太刀打ちできないですよ。ですから、その辺でその権利をどういうふうにまとめるか、また、海賊版というのは、電子書籍、後ほど図書館の所でお話ししますが、いろいろな仕組みで勝手にコピーできない、あるいは複製できないような仕組みもあるんですけど、逆に、今、そのコピーできないような仕組みを外すためのソフトみたいなのも、どんどんできたりして、やろうと思えば簡単に複製ができる。

紙の本もコピー一緒じゃないかというのもあるんですけど、紙の本をコピーするにはやはり紙代も掛かるしコピー代も掛かるんですけど、電子の場合にはそういうものほとんどなく、無限に再生できてしまうという恐ろしさもありまして。そうすると、著者の方は著作権使用料、いわゆる印税がどういう形で入るのか、もう入ってこないんじゃないかとか。あるいは出版社も、電子版1冊売ったらもう全然売れなくなるんじゃないかとか、そういう危惧もありまして、最後の出版社の姿勢がまちまちというのは、一部このコミックとか、明らかにどんどん普及するものを作ってらっしゃる所は積極的なんですけど、そうじゃない普通の書籍だけをやってる所は、今のところ電子書籍を作るコストのほうがはるかに掛かるので、かなりコンテンツの提供に関しては、消極的な所もまだ依然として多いということでございます。

そして、肝心の公立図書館への導入の課題ということなんですけど、全国でいわゆる公共図書館、公立図書館、3200館ぐらいあると思いますけども、その中で電子書籍を明らかに

導入してるのはまだ1パーセント未満、少し前は20館と言ってたんですけど、もう少し増えてるのでしょうか。

【 運協委員 】

22館。1月7日現在。

【 運協委員 】

すいません、ちょっと直近のデータを確認しておりません。いずれにしても、かなり導入を検討中の所が数十館あるようなんですけど、現状はまだ22館ということでございます。

アメリカとか韓国は6割ぐらい、過半数もう入ってるということで、日本の公立図書館では、なかなか導入が進まないということなんですけど、その要因は、一つは、何と云っても、先ほど来申しましてるように、まだ電子書籍のタイトル数が非常に少ないということ。その少ないものが、先ほど言いましたコミックとか写真集、写真、そういうもの以外も学術専門書であるとか、あるいは地域資料であるとか、青空文庫、青空文庫っていうのはいわゆる著者が亡くなって50年以上たって、著作権がないものをどんどん電子化していらっしゃる所があるんですけど、そういうものだとか、非常に限られたジャンルでございまして、いわゆる、こういう下の図書館にたくさん置いていただいているような普通の本というのがあまりないんですね。ですから、この読者のニーズというのか、図書館さんのニーズというのか、そういうものに合ったものが特に非常に少ないということがございます。

それから、電子書籍のフォーマットが不統一。これはいろいろな電子書籍の作り方を最初、いろんな業者さんが、これでやろう、これでやろうっていうことで、乱立しまして、だいぶ統一されつつあるんですけども、なかなかそこがそろわない。で、結局そうすると、その下の、それぞれに応じた端末を、見る道具をそろえなければいけない。もちろん、普通のパソコンで見られるものもあるんですけど、現状は、圧倒的に多いのは、少し前までは、いわゆる普通の携帯、ガラパゴスの携帯。今これがどんどんスマートフォン向けのものに切り替わっております。それから、皆さんご覧になったことあるかどうか、専門の電子書籍を読むためのタブレットも今いろんな所で発売されてますけども、それぞれの端末としての道具をそろえないと、なかなか見ることができないわけですね。これはかなりコストが掛かるといえます。

それと、提供時期の問題というのもございまして、出版社はとにかく、なんで電子書籍、どんどん増えるだろうと分かっているのに消極的かという、今のところ、もうからないということもあるんですけど、やっぱり電子書籍、どんどん作っちゃったら紙の本がさらに売れなくんじやないかという恐怖心なんですね。これは本当のことは分からないんです。ただ、そうではないかという懸念があります。例えば、図書館さんに提供するようになったとしても、せめて紙の本よりは遅れて、遅くしたいというのがございます。紙と同時だと、もう皆さん電子のほうに走ってしまっ。失礼な言い方かもしれませんが、もう誰

も紙の本買わなくなる、置かなくなる、それは困るから、せめて少し遅らせたいというのがあるんですが、これがまた読者の方からすればとんだ迷惑で。いや、そういうんじゃないかと、今読みたい、早く読みたいっていうのもあるわけですよ。この辺が少しニーズとズレてるということもあります。

それからあとはその著作権保護、複写の問題。先ほど申しましたけども、図書館という場では、皆さん著作権のことを非常に強く考えてくださってますけども、それを利用する方が恐らくなかなかそういうことをあまり理解されずに使われる、コピーとかですね、いろいろやろうと思えばできるという世界でございますので。あとは、紙の場合には例えばベストセラーでも1冊、2冊しかなければ、この図書館ではその範囲での貸し出しということになるんですけど、電子は理論上は一つあれば無限に貸すことができるということにもなりますので、そうすると先ほど来言っていますように、著者の方の印税、出版社にとっての売り上げというのがもう伸びなくなってしまう。得られなくなってしまうということが一つあります。それは利用者の方からすれば、いや、そういうものは安く、あるいはただで読めるんだから、いいじゃないか、ということになりますが、著者の印税、出版社の売り上げがなくなれば、やがて出版文化は滅びるとというのが私どもの立場で、結局そうやって得られた収益でもって、次の本を取材して書いたり、あるいは私どもが本を作ったりということがございますので、そこをどのように考えていくかということがあります。

それと、価格の問題。なんとなく、紙の本作ってデータがあるんだから、もう電子書籍、安くできるでしょ、安くて当たり前でしょ、っていうお話をよく聞くんですが。実際は、現時点ではなかなかそういう形になっておりませんで、電子書籍も特に図書館さんに置くようなものに関しては、むしろ割高だったりということがあります。紙の本よりも高い値段を付けてる出版社もあります。そうなりますと、なかなかコンテンツをそろえていけないということにもなります。なんとなく、今否定的な話ばかりしましたけども、もちろん、例えばどこの図書館さんでも悩んでらっしゃると思います、置く場所の問題。本を置くスペースの問題。こういうものが電子書籍では心配がなくなるですとか、あるいは紙の本はどうしても、皆さんお使いになってる間に、読まれる間に傷みますけども、電子書籍にはそういうことがないとか、あるいは、目の不自由な方に提供とか、非常に電子書籍ならではのいい部分、特に図書館という場で活用されるのに非常に適してるという面もありますので、私どもは、出版界としては、一番に述べたような、市場がこれからどうなっていくかということも踏まえて、やっぱり紙の本でしょう、と、もちろん紙の本は残ると思いますし、残していかなければいけないと思いますが、電子書籍、全然やる気がないとか、否定的ということではないんですね。ただ、その著作権の問題だとか、そういったことをきっちりクリアして、共存していくような形で少しずつ普及できればいいなあと考えております。すいません、ちょっとつたないお話でございますが、取りあえず私からのご報告にさせていただきます。ありがとうございました。

【 会長 】

ありがとうございました。それじゃあ、続いて新宿区の図書館サービスの基本計画というところで、お話をいただいて、その後、質疑応答に入りたいと思います。よろしくお願ひ致します。

【 運協委員 】

今、会長からも説明があったんですが、このきょうの次第に、私のテーマは新宿区の図書館サービスの基本計画となってるのを今初めて知ったんですが。事前に連絡があったときには、もう少し図書館の一般的なサービス計画の立案っていう話でして、新宿区のとって限定されちゃうと、私そんなに・・・これから作るんですか。もうあるんですか。

【 事務局 】

いえいえ、一般論で結構です。すいません、これちょっと入力ミスで。

【 運協委員 】

私がメールで聞いたときには、一般的な公共図書館でのサービス計画のあり方について説明してほしいという趣旨で、それでしたらできますが、新宿区に限定されるとちょっと困りますんで。

【 事務局 】

はい、それはこれから・・・。

【 運協委員 】

ですよ、これからですよ。はいはい、分かりました。それで、今、委員から電子書籍の公共図書館についての導入の話がありまして、これから新宿区の図書館サービスを考えていく上でも、この電子書籍をどう扱っていくのか、どう位置付けるかっていうのは大きな問題だと思うんですよ。それで、基本的には今、大変コンパクトに委員が公共図書館での導入の状況や問題点、挙げていただきまして、大変分かりやすかったと思います。ただ1点だけ、私、多くの、協議会で図書館を専門に勉強していたり、お使いになっている方ばかりでないので、一つだけちょっと補足したいのは、これ電子書籍についてしばしば「貸し出し」という表現をするんですね。「電子書籍を貸し出す」。つまり、電子書籍のよさは、何も図書館に来なくても、自宅や職場、場合によっては通勤通学の途中でも、これにアクセスできるということがよさだと思います。それを多くの図書館で「貸し出し」と言うんですが、これは正確には、紙の本の貸し出しと日本の著作権法上の位置付けが大きく異なるんです。で、紙のこういう本は図書館が買ったり、どなたかが寄贈したものを図書館の蔵書にし、これは著作者の許諾なく貸せるんです。そこが電子書籍は大きく決定

的に違うんです。つまり、紙の本は日本の著作権法上、確か38条の第5項なんですが、非営利無料であれば、著作権者の許諾なく本を貸していいんです。貸与していいんです。だから、寄贈された本であれ、購入した本であれ、図書館は著作権者の許可なく貸していいんです。非営利無料であれば。

ところが電子書籍はそうになってないんです。これは著作権法上の位置付けはみんな「貸し出し、貸し出し」と言っていますが、正確には公衆送信なんですよ。公衆に送信することになるんですよ。そうすると公衆送信は非営利無料であっても著作権者の許可が必要になるんです。だから、さっき委員も著作権のこと随分言われましたけども、仮に、新宿の図書館が、電子書籍を購入しても、著作権者の許諾がないものは貸し出せないんです。だから、今のビジネスモデルでは全部、著作権、出版社の許諾が取れてるものを図書館向けに販売するようになってます。だから、区民の方の中で、だったら自分が購入した電子書籍を図書館に寄贈すると。ところが、図書館はそれを貸すことはできません。著作権者が図書館での利用を想定して許諾してないんです。個人が使うということであって、公共図書館に入れると、要するに不特定多数が利用できるような状況になりますので、そこを前提に許諾をしてないわけなんで、いずれにしても図書館で貸し出しをするには許可が必要です。

それから、じゃあ、図書館が既に持っている本を図書館が独自の予算を使って、デジタル化をして、これを提供すればいいじゃないかと。これは今度は複製権が働いて、複製を作ることになりますんで、これもやっぱり著者の許諾が必要。著者は普通はそんなことは当然認めません。だから、地域資料とか、郷土資料が電子化、デジタル化されてます。これは著作権をその自治体が持っていることが多くて、当然、自治体は図書館がデジタル化するのに許諾するわけですね。そういうこともありまして、紙の本と似てる側面もあれば、やっぱりかなり著作権法上の扱いは大きく違っていると。そのためになかなか普及していかないということがあります。

これまたまなんですが、昨日の午後、ちょうど会議やりまして、これが実は紀伊國屋さんと角川書店と、それから講談社が3社で日本電子図書館サービスというのを昨年立ち上げてるんです。これはもっぱら、公共図書館、それから大学図書館に向けてこういう電子書籍を普及させるためのサービスをする子会社を立ち上げたんですね。そのアドバイザーコミッティっていうのが昨日の午後ありまして。まだだから24時間たってないんですが、ここでは一応1万タイトルのコンテンツを用意して公共図書館向けにこれから本格的に売り込んでいこうと。だから、その本は全部許諾が取れてるものでして。ただし、コンテンツについて本当に公共図書館の選書基準に見合ったものになっていくのかどうかについてはまだよく分かりません。

さっき、コミックや写真集が多いっていうこと言いましたけども、多分公共図書館としては、コミック、写真集はあまり自分の図書館に入れたいコンテンツにはならないだろうと思います。あまり触手を動かされません。私は一つは、多分、高価で場所も取る、分厚くて、利用頻度がそれほど多くない。つまり、参考図書の類いなんですね、専門書と

かで、これは公共図書館で置いておきたい、だけれども、高価で資料費が削られる中でなかなか買えない。それから利用も、さっきも出てきたベストセラーだとか、いわゆる普通の文芸書に比べればそんなに利用されない。そのために買えないんですよ。だけれども、そういうものがあると、何かちょっと調べものをしようとか、例えば新宿区の何人かが、人口の分布だとか、それから、新宿区の中での、繁華街がどういう所にあつて、どういうお店が、どれくらいの店舗数あるのか、そんなことを調べようと思ったときに、それがすぐに電子化されていて、自宅や職場からもアクセスできると便利だろうと思います。その手のものとか、あとは、昨日も出てたのは、資格を取るための問題集の類いなんですね。これビジネス支援やるときに、何か資格を取ろうと。社会保険労務士でもいいし、中小企業診断士でもいいし、なんとかコーディネーターっていう資格いろいろあるんですが、そういうの問題集って、すごく需要あるんです。ところがこういうの入れると、全部必ず書き込みをされちゃうんですね。過去の問題の答えが、みんな答えられちゃう。そのためにそういうのがなかなか図書館では置けないんですけども、電子であれば、それが返却されるってことは、つまりアクセスできなくなるだけのことなんですね。「貸し出し、返却」という表現をするんですけどね。それが心配いらぬ。どんなに電子書籍上で書き込みをしても、返却されるときにはそれは全部消すことができるわけなので、これは好都合だろうと思います。

それから、もう1点。実は一昨日は、国会図書館でちょっと会議がありまして。国会図書館が今年の1月の29日だから、国会図書館がデジタル化した本の国内の図書館への送信サービスっていうのを始めたわけですね。これは、実はかなり利用価値があると思います。決して利用頻度は多くないんですよ。1968年までに出版されたものがすべてデジタル化されていて、一般に入手困難であれば、図書館に送信できるんです。自宅、皆さんの家だとか、職場にはこれはまだできませんけど。

この国会図書館の蔵書の利用っていうのは、私は多分、本当に、公共図書館で必ずしもベストセラーを次々リクエストし、読んでいくわけではなくて、本当に自分の課題を持って調べる人にとっては、かなり使い度があるだろうと。実際に、先週、四国の図書館を随分回ったんですけども、それを導入してる図書館では、かなり好評だということなんで。新宿はもう登録しては・・・。

【 図書館側委員 】

新宿区ですが、登録する意向は当然持ってます。ただ、新宿区は端末がwindowsXPなんです。windows7以上じゃないと使えないので、非常に残念なんですけど、次年度以降、改善していきたいと考えてます。

【 運協委員 】

まあ、じゃ、来年以降でも結構です。それから、新宿の図書館利用する方はいざとなっ

たら国会図書館まで行けば済むとかっていうこともあるんでね。問題はやっぱり地方の方ですね。北海道や、そうやって四国、九州の方にとっては、本当にこれは便利なものだろうと思います。

そこら辺りが、今後、こういう図書館の電子書籍としては考えられるのではないかと思います。

さて、本題の、私に与えられたテーマのほうにいきます。図書館サービスの計画をどういうふうに考えていったらいいのか、ということになります。お手元に、このホチキス留めの図書館制度経営論という見出しがあって、その中の一部が抜粋されております。それをご覧ください。これはたまたま私が図書館制度経営論という、これテキストなんです、を書きまして、その第5章が、図書館における計画とマーケティングという章でした。

きょう皆さんにお話しするのに、ちゃんと資料用意しろというのが区立図書館からの要請でしたが、私が手抜きを致しました。書いたものがあるから、それで間に合わせてしまおうという、大変申し訳ありません。なお、一つ大事なことを付け加えたいと思いますが、これは大事なことで、こういうものをコピーして、こういう公的な場で配るときにも当然これ著作権が働きます。著作権者の許諾が必要なんです。これに関しては、出版社との話し合いで、著作権は私が持っておりすから、きょうは私が許諾をしてるということでご安心いただきたいと思います。

こういう場でも、こういうのをコピーして配ることはみんな著作権法に触れますのでね。よく住民のかたがたがいろんな会合で、いろんな著作物をこれ便利だからってコピー取ってみんなに配ったりしますけども、こういうのは全部本当は著作権法違反です。本当に私的利用であって、個人が通常は家庭内で利用するとかっていうものが私的利用で、これは許諾なくできるんですが、こういう完全に公的な会議の場ですから、これは本来著作権許諾が必要ということになります。きょうはちゃんと許諾してるということで、ご安心いただきたいと思います。

さて、図書館の地域計画の話が、ページでは一応 144 ページという所に書いてあります。これは、地域全体の計画、つまり新宿区のような区全体の図書館の計画ですね。具体的に配置計画まで含むです。図書館をどこにどれぐらいの大きさを配置するのかということですね。恐らく今回、新宿区の図書館サービスの基本計画としてこの協議会が諮問を受けるのはどちらかというと中期的な計画のほうだと思います。いまさら配置計画を見直すとか、新しい図書館をこっちに作れとかいってもそれはもう無理でしょうから。今度は、新しい中央図書館できますんでね。そういう意味での、地域計画は差し当たりきょうの私のこの説明の中には求められていないんだろうと思います。ただ一応、その地域計画を考えたときの手順と致しまして、145 ページの所、まず区立図書館とか、自治体の図書館の使命、最近ミッション、ミッションとありますが、この使命や目標を確認する作業から始まりますね。関係者の間で合意を作っておく。その次に、じゃあ、目標水準の設定で、どのぐらいの水準、蔵書数だとか、利用者数、登録者数、あるいは貸出数とかっていったような数

字で示されることが多いんですけども、どのぐらいの目標を設定するのか。つまり、Aで決めた使命に対して、それに付随して出てくる目標ですね。これをどの程度に設定するのかを考える必要があります。それに応じて図書館の数だとか規模っていうのが決められていくだろうと思います。

それからCとして地域特性の把握。これは、同じ人口規模であれば、どこの自治体でも同じというわけではありません。その地域によって年齢構成が違っていたり、職業構成が違っていたり、あるいは人口のかたまってるところですね、特に新宿辺り考えると、多分、夜間人口と昼間人口ですね、これが大きく違うんだらうと思います。昼間多くのかたがたが居るような所と、今度は土曜、日曜、会社が休みのときに多くの人々が居る所が違って来る。そういうものも加味した上で図書館の配置計画を考えるということになります。

それからDとして、サービス対象人口とその将来予測ですね。今も言いました、年齢構成として、子どもさんが多いのか、お年寄りが多いのか、それから、それが将来、10年後、20年後どう変わっていくのかも考えていく必要があります。ここら辺りを考えていくのが地域計画ということになります。

きょう、話の中心は、少し先になりますが、148ページ、149ページ辺りの所にありますような、図書館の年度ごとのサービスでありますとか、3年から5年ぐらいの中期的な計画の話になるんだらうと思います。で、その手順が149ページの5の3図に示されております。そちらをご覧ください。

サービス計画立案の一般的な手順ということになります。この皆さんにお配りしている資料は、先ほど教科書だと言いました。私もここに書いたのは、いわゆる教科書的な説明ということになります。ですから、これを新宿という区の特長や協議会の役割に応じて、皆さんは読み替えていただくとすることが必要にならうかと思っております。まさに教科書的な、標準的な手順を説明致しますが、コミュニティー、および図書館の環境の調査。つまり、やっぱり新宿区が置かれてる状況、それから、図書館の置かれてる状況、そういうものについてきちんと把握をしておかなければいけない。繰り返しになりますが、住民構成ですね。職業構成も年齢構成も男女比だとか、そういうことも当然考えていく必要があるんだらうと思います。

次に、現行の図書館サービス、および資源の評価。それにたいして、今持っている図書館のサービスがどの程度のことを行っていて、どれぐらいの資源、具体的には蔵書数、それから大事な資源としてマンパワー、人的資源がありますから、職員数。この職員も当然正規雇用も居れば、臨時職員、嘱託職員、さらに言えば新宿の場合には既に一部もう指定管理になっておりますので、そういう所で働いている方々がどういう人数でどういう資格を持った方なのか。そういう現状調査を行います。そしてその次にコミュニティーにおける図書館の使命、役割の明確化。それらに基づいてさっき申し上げたように、じゃあ、これからの3年間、あるいは5年間、新宿の図書館はどういうことを目標に設定するのか。どういうことを使命と考えるのか。そこを明確にしておかなければいけません。それに基づ

いてももう少し具体的に。使命とか役割はどちらかというやや抽象的なんですね。多くの自治体の例を私も見ておりますけども、文句のつけようがないっていうか、それは大変結構だというようなことが出てまいります。これを元にもう少し具体的な目標、それに応じたサービス指標、そしてその役割や使命の中での優先順位ですね。これ優先順位を付けるということが大事だろうと思います。つまり、使命とか役割は先ほど言いましたように、大変ごもっともなことがずっと挙がってくると思います。でもその中で一体今年は何を優先するのか、何を優先順位を高めていくのかっていうことがないと資源の配分ができないんですね。全部を総花的に実現するというのは現実にはなかなか難しいし、予算や人手も限られております。そういう意味ではその中に優先順位を付けておくということが必要になります。

こういう説明をして自分でも思うんですが、これ何事もそうですね。われわれが例えば自分の家の中で何を消費税が上がる前に買っていくのかと、これもまず優先順位を付けて、必要性が高かったり、あとはその価格を考えたりして、これは早く買ったほうがいいとか、これは消費税が上がってからもいいとかっていうふうに考えるのとまったく同じことだろうと思います。そういう意味での会社組織、それぞれの過程、そういうところでの目標を掲げて、それに応じて優先順位を付けて、で、どれから実現していくのか、それがどの程度達成できたかを後で評価するためにも、図書館のような場合には、サービスの指標を設定していくことが必要になります。

次に改善のための戦略の策定と評価。そういったもので実際のサービス水準を見たときに、どこが足りないのか、どこを重点的に充実させていけばいいのか、そのための今度は戦略を立てることになります。具体的には、例えばじゃ、子どもさんに対して、もっと使ってもらうために、まずは学校の先生に働きかけよう、とかね。子どもに働きかけるのもありますが、まずは学校の先生に理解してもらおうと。そうすると、子どもたちが図書館を使った調べ学習をするようになると、というような筋道を立てて戦略を考えていくことが必要です。高齢者には高齢者の、現職の働く現役世代にはどういうアプローチをしていけばいいのかといった戦略を具体的に考えていく必要が出てまいります。

最後にそれに基づいて、サービス計画を立て、これを今の時代、やはり公表する。多くの方に見ていただいて、区民のかたがたも、図書館はこういう方向で取り組もうとしているのか、そこに協議会が関わって、公募の委員の方もいらっしゃるようです、区民の代表の方も関わって、こういう計画が作られたんだということをお知らせしていくことが大事です。これはいわゆるアカウンタビリティの観点からも必要ですし、広く情報公開をして、図書館に親近感を持っていただくという意味合いもあろうかと思えます。

今、149 ページのチャートに従って説明しましたが、その詳しい内容はそこから先、150 ページ、151、52 辺りに書かれております。なお、国の基準についてもこの協議会でも度々出てまいりましたが、文部科学省が、もう一昨年になりますか、一昨年の 12 月にこの望ましい基準の改定を行いました。その中でもこうしたサービス計画について各図書館が立案

するということが望ましいんだということをうたっております。そのことをちょっと紹介させていただきたいと思えますので、153 ページの所をご覧ください。153 ページの上から 5 行目の所にやや字が小さくなっておりますけども、これはこの望ましい基準からの抜粋ということになります。

じゃ今、あとから事務局の方に作っていただきまして、望ましい基準の資料を届けていただきました。中開けていただきますと、平成 24 年、一昨年ですね、12 月に大臣告示になっておりまして、当時の大臣がもう皆さんお忘れでしょうが、田中真紀子さんだったんです。とっくにもう忘れ、随分昔のことのような気も致しますが、この基準の中の、2、運営の状況に関する点検および評価ですね。これは基本の方針だから、分かりました、この望ましい基準でいうと 50 ページの所ですね。下のほうにページ付がありますが、50 ページです。50 ページの所に第 2 として公立図書館っていう見出しがございます。その中の 1、市町村立図書館として、管理運営、さらにその中のかっこ 1、基本的運営方針および事業計画、となっている、ここでは事業計画となっております。その最初の丸 1 を見ていただくと、市町村立図書館、これ最初のところに区立を含みますよっていう断りが確かあったと思います。東京 23 区だけが区立ですんで、この市町村の中には区立図書館も含まれます。この図書館はその設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針。これ基本的運営方針という。これがいわゆるミッションですね、使命に当たるとお考えいただいて結構です。この基本的は運営方針を策定し公表するよう努めるものとする。

その次、②。市町村立図書館は基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらにかかる目標を設定するとともに事業年度ごとに当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとなっております。この辺りを今、少し敷衍してご説明させていただいたということになります。

さて、じゃあ、もう少し具体的な話が先ほどの教科書のほうに戻りますけれども、154 ページ、経営サイクルという所になります。この経営サイクルはよく皆さんもお聞きになると思いますが、PDCA といわれていますね。P はプラン、D がドゥー、実行です。そして C がチェック、点検評価、そしてアクト、改善。で、この改善に基づいてまた計画を立てていくという。PDCA のサイクルは、これはもうほうほうで経営サイクルとしていわれております。これに則して、図書館の例をここで説明しております。155 ページ、あるいは 156 ページの図が分かりやすいかと思えます。155 ページ、5 の 5 図、市立図書館における経営サイクルの事例となっております。これは架空の例になっておりますけども、計画を立てて、この場合にはレファレンスサービスの実施、あるいはビジネス資料コーナーの充実というのを実際に戦略として立てたと、で、実行したと。その結果どうなったかが、その次の点検評価です。レファレンスの受付件数が前年度比 6 パーセント増えたとか、あるいは電子メールでのレファレンス受付件数が 22 パーセント増えたとか、というふうに点検評価をしております。これこんなにみんななんでもうまく上がるもんでもありません。やって

みたけど駄目だったということも当然あります。

それに基づいて、じゃ、その次の年の改善計画を立てていったという流れになっております。

同じようなことをまた別の側面で示したものが、次の156ページの5の6図になります。ここではこの一番左の四角の所で計画の例として、例の1、児童サービス実施計画。例示の1番が児童サービスの実施計画、例示の2番が資料収集計画、で、説明をしております。この場合にどういうふうに行われ、その点検評価をどういうふうにするのか。で、それに基づいた改善策を次にどういうふうを考えていくのかと。

こういうサービス計画で大事なことは、一番最後の改善なんですね。改善がなければ意味ありません。よく私もいろんな自治体のこういうサービス計画関わりますが、計画を立てるときに散々時間をかけ、で、評価をどうやるかで、そういう評価でいいのか、数値だけでは分からない所もある、と散々議論をし、で、その後、何を变えるのかっていうと、いや、何も変わらないという。予算がないために、あとは精神論で職員、みんな一丸となって頑張るんですよ。これでは何の意味もないということになります。だからやっぱり具体的な改善策に結びつくような目標を立てて実施し、それに見合った評価の仕方をしていくということが大事だろうと思います。この協議会でもこれから時間をかけてサービス計画を立てるんだと思いますが、最後ちゃんとこの図書館の質の向上、利用者の満足の向上につながるような改善策を実施していただきたいと思います。

あと例として、その次に、158 ページですね。そこをご覧ください。なお、こういう図書館の計画を立てるときに、これ158ページは了解が得られたんで、相模原市という実名が挙がってますが、自治体どこもそうなんですけども、図書館の計画の上位に、今度は教育計画だとか、教育振興計画というのがあります。それとの整合性を図っていくことで、教育長さんや首長さんの理解が得やすいということになります。この相模原市の例では、一番下に、まず図書館の基本計画があり、それはその上の相模原市の教育振興計画との整合性を取ってるわけですね。さらに、この教育振興計画はその上の相模原市の総合計画、これは首長部局と一体となって作ったもので、相模原の場合には、学び合い、人と地域を育む教育文化都市を目指すんだと。これを具体的に教育や図書館の領域でどうやって実現していくのかというような体系的な計画になっていくということでもあります。恐らく、新宿区の場合にも同じように区としての総合計画があり、教育振興計画があるはずで、それと整合性を取っていくことで、より実現の可能性が高く、首長さんや教育長さんにも理解していただいて、図書館のさっきの改善に向けた予算付けだとか、人員配置ということの了解も得やすくなるんだらうと思います。そこら辺りもこれからの図書館サービス計画を考えていく上で欠かせない視点だろうと思います。

このテキストではこの後マーケティングの説明もあるんですが、そこはちょっとやや専門的な説明にもなりますんで、そこは省かせていただきます。なお、最後に、先ほど特に資料付けていただいたんですが、さっきの日本経済新聞の記事をご覧ください。これは3

月2日ですんで、ちょうど10日ほど前の日本経済新聞の朝刊、読書欄に今を読み解くというコラム欄があります。ここに私が執筆を依頼されまして、変貌する公共図書館というタイトルで原稿といたしますか、評論のようなものを書かせていただきました。これも付け加えておきますが、これは完全に著作権は新聞社が持っております。私は持っておりません。これは執筆依頼を受けた時点で契約を交わしまして、著作権は新聞社側が持つということになっております。ただし、そのときに私が関わる、例えば私の講演会だとか、こういう協議会の場で、私が説明することを前提にコピーをすることについては、新聞社の許諾なくコピーを取っていいという理解を取っております。ですから逆に、皆さんが、これは他で使うことは絶対ないと思いますが、大して面白くもない記事ですから、これを皆さんが勝手に他の所でコピーを取って、公的な場で使うことはできないということになります。私的に、個人的に利用するということはできますが、公的な場面でお使いになるには新聞社の許諾が必要です。恐らく新聞社は許諾しないと思います。一般に、新聞社、放送局は絶対にそういうことは認めません。

で、きょうは私が使いますんで、構わないということです。これも後で時間があればゆっくり読んでいただいたり、夜寝られないときに読んでいただければ、すぐ寝られるようになります。

それで、一番下の段に、見出しとして専門職の確保も急務と縦書きになった所のすぐ下に、少し、『つながる図書館』という本の紹介があります。これだけ紹介・・・お持ちですか。そうです、それです。これなかなか、日本の最近の図書館の様子が紹介されていて、読みやすく、面白い本です。ぜひお勧めします。

で、これが今日、副会長がいらっしゃらなかったんで、連携協力という意味では、これつながってる、本当、図書館がいろんなことつながるとい話になります。そこだけ、ちょっと読ませていただきますが、図書館のリノベーションは日本でも始まっている。猪谷千香さんがお書きになった『つながる図書館』は現地取材を元に変革の最先端を克明に描いていると。地域に密着したテーマで図書を展示したり、各種相談会を開く、課題解決型図書館へとシフトし始めた様子が理解できると書きました。

いろんな学校、それから商工会議所、あるいは保健所、保健センター、病院、幼稚園、保育所、そういうところとつながる図書館の様子がよくこれで分かると思います。そういう意味ではぜひ、これを連携協力の各地の事例を知る上ではいいだろうと思いますので紹介させていただきます。なお、猪谷千香さんというのは、年配の方はご存じかもしれませんが、猪谷千春さんのお嬢さんですね、日本人で最初に冬のオリンピックでメダルを取った、猪谷千春さんのお嬢さんです。スポーツとは関係ない所でいろいろとご活躍なんですけど。

それから、さっきの望ましい基準ですね。望ましい基準にも連携協力の所がありますんで、そこを紹介させて、私は終わりたいと思います。

望ましい基準のほうで、後から追加の資料の、さっき私が読み上げた、紹介した公立図

書館の所の上です。ページで言うと 50 ページの上の所に全体の基準の 4 として、連携協力という見出しがあります。50 ページの上のほうです。ここに丸 1、丸 2 として、図書館は どういうふうな連携協力を考えていったらいいかの望ましい基準が示されておりますので、ここら辺りを参考にさせていただければ、きょうご欠席の副会長の内容の多少の補足、補講になるかと思えます。少し長くなりました。申し訳ありません。以上です。

【 会長 】

はい、ありがとうございます。以上の二つの今日の講義に対して、皆さんのほうからさまざまな質問やご意見というのがあるんじゃないかと思えますので、これからの約 30 分ぐらいの時間、どなたへの質問や意見ということを明確にして、まず、委員のかたがたから自由に発言していただきたいと思えますけども、どなたか口火を切っていただく方いらっしゃいますでしょうか。はい、マイクがいますので。

【 運協委員 】

いまのお話と直接関係あるかどうか分からないんですけども、私の所は法務省なものですから、法務図書館というのがありまして、赤レンガの通りに古い図書館があるんですが、1 日、利用客っていうのもなんですが、20~30 人しか利用してないっていうぐらいで。本自体はものすごくいい本がいっぱいあるんですが、そういう意味で利用は全然難しいっていうか、普通の人は入れないのか、入れてくれないのか知りませんが、特別な利用しかできないって。まあ、宝の持ち腐れ状態ということだと思います。

これ、本っていうのを基本に今までわれわれ考えてきたんですけども、本とか書籍って。そういう概念じゃなくて、もう情報そのものと。本っていうと有体物で、目に見えるもので、そういう感じがしますけれども、情報そのもの、ものを考えるためのツールとしての情報そのものだというふうに考えていけば、これ電子書籍っていう、書籍っていうのに入ると、もうそこでもう今までの本と比較しなくちゃいけないとかっていう形で、頭がそこで思考停止しちゃうから。電子っていうものが考えると、それはもう情報そのものだから、情報っていうのは、権利的に言えば、昔で言えば、無体財産権で、いわゆる有体物じゃないから、それと全然違うものを同じようにパラレルに考えようっていうのがどだい無理なので、それが考えを外していただいて、情報っていうもので、どういうふうに情報をうまく取得して、情報をうまく加工して、そして自分のオリジナルの情報にして、で、情報を発信していくかっていう、一つの情報サイクルの中で、これ考えていけばいろんなものつながっていけるし、いろんな壁が少なくなるんじゃないかと思えます。特に、ここ教育委員会がやってますから、今教科書の電子化っていう、ブックの教科書じゃなく、例えばシンガポールだとか、あるいは韓国とかでは、ものすごい電子化が進んじやってるわけですね。それに対してわが日本においては必ずしも、掛け声はあるけれども、いまだ本の時代が続いてると。そういうことだから、まず、教科書、そこから電子化を始めて、

そこから単なるマンガやコミックとか、写真集と、そういうのじゃなくて、真面目なほうでもそうやって、活用できんだと。で、自分の頭で考えるためのオリジナルの資料を作っていくための、そういう、ただ単に情報を収集するだけじゃ意味がないんで、収集したものを分析して、加工して、オリジナルなものを作って社会に情報を発信してく。特に情報発信能力がこれから求められてんで、そういう意味で、図書館っていうの、単なる貸し本業みたいな、小さく見ないで、インフォメーションバンクとして、とらえていったら非常にいいんじゃないかなと思います。そういうことで。

【 会長 】

今のはご意見ということでしょうか。

【 運協委員 】

はい。

【 会長 】

はい、じゃ、お願いします。

【 運協委員 】

今、お二人のお話を聞いてて、最近、私、金額にすると 1500~1600 億円ぐらいの書籍の流通、大きなコングロマリットの中の役員をやってるので、その中でいくつか出てきた話題の中で、きょうの 2 人の話についてちょっとコメントしますと、こないだ、かなりお金使って、楽天が、kobo を使ってコマーシャルを集中的に出しました。で、これ一つで 20 万冊の本が見れます、見れます。あのコマーシャルが出た後で、われわれディスカッションの中で、この近く、池袋のジュンク堂に 70 万冊、約、本がありますよと。で、この 20 万冊で、見ようと思うと、今さっきの話もあったんだけど、この本がありますけど、これはまだコンテンツになってません、これはまだなってません、なってませんと。なってるものってのは各出版社がもうあんまり売れなくなっちゃったから回していいやというものなんで。ただ、一般の人は、20 万冊っていうともうすべての本が入ってるような錯覚に陥るんだと。やっぱり、われわれは本屋さん、図書館が、今例えば図書館の中に、カフェを作れとか、いろいろ話がありますけど、本屋さんに行ったら楽しいなって本屋を作ることが大事だというような意見があって。本さんと図書館がどういうふうにかこれから・・・本さんの中でも、読める席を作ろうと。そうすと、出版社のほうにたくさん本を持ってきてもらうけど、何冊ぐらいは・・・何ていうか、図書館の役割みたいなものを書店で持たせるぐらいのことを、そのぐらいのロス、これ実は本さんが本を盗られるロスっていうのはものすごく大きな金額で、保険もかかんないんですね、あれ。この本屋さ

んが盗られるロスのことを考えたら、本屋さんでもっと本を読めるという場所まで作ってしまうと、本屋と図書館との関係も出てくる、いうことで、もっといろいろ言いたいことがあるんですけども、楽天が20万冊っていうと、一般の人はすべての本がなんでも入ってるだろうという、膨大なものを感じるけど、ジュンク堂だって70万冊あるし、早稲田の図書館が200万冊ですか。

【 運協委員 】

260万。

【 運協委員 】

260万冊、260万冊あるんで、そんな情報量ってそんなもんじゃないんだと。いうことだけど、やっぱりテレビのコマーシャルってすごいなっていうこと。その話を思ったら、さっき、出版社は本を出して、少しおいてから電子にしないと紙の本が売れないんじゃないか。そういう問題をずっと片付けながら、どのぐらいまでいくんだらうということ考えてると、どんどん、どんどん、紙の本がなくなって電子になってしまうっていうことはあり得ないと、いうのは現在地点のわれわれの本を売ってるほうの立場の人たちの共通的な認識なんですね。

それからもう一つ、今度はビジネスモデルでいくと、さっきここで始まる前に話してたんだけど、出版社も書店もいろんなことやんなきゃならなくなっちゃって。特にIT化っていうか、デジタル化に入ってしまった人たちが誰ももうかってない。アメリカでもですよ、どこへ聞いても、科学技術の本とか、今さっき言ったコミックであるとか、科学技術の本だとか、他産業から参入してきた一部の人たちを除いて、少なくとも本屋も出版社も誰もあんまりこの分野のところに、金ばっかり掛かってもうかってない。やっぱり出版社自身が非常に疲弊してきているということで、これを単純に高齢化だとか、人口が減ってくるだとか、読書離れとかって言ってしまっているんじゃないだろうか。やっぱり、出版社も本屋も図書館も、もっと研究して、多くの人を呼びこむような努力がやっぱり、他の産業ですよ、他の百貨店だとか、電機メーカーだとか、それからイトーヨーカドーがやっているような努力みたいな、やっぱり本屋さんやっていたらどうかと。出版社も本当に、本作って新聞に広告出せばいいと思ってたんじゃないか。もっとやっぱりわれわれの産業は、最終的に、さっきさんがおっしゃった、やっぱり、マーケットのニーズ、読者のニーズに応える努力っていうのを、われわれ産業人が怠ってたということに対する反省から立たないとね。なんか人のせいみたいにして、言ったんじゃない駄目だというのが結論ですけども、今本当にもうからないで困ってらっしゃる。なかなか配当ができないで困ってますよ。今。以上です。

【 会長 】

はい、じゃ、お願いします。

【 運協委員 】

貴重なお話をどうもありがとうございました。三つお願い、お願いといいますが、三つあります。一つ目は本当に基本的なことをお伺いするのですが、電子書籍を貸し出しをするというイメージが今ひとつ湧かなくて。初め私はタブレットのようなものに何か入れた段階で借りられるのかなと思ってたんですけども、そうではなくて、通勤途中だったり、いろんな所で見られるということなので、どういう範ちゅうで、どこまでどういうことになってるのかっていうことのが、今ひとつ分からないので、そちらを分かりやすく説明していただいてもよろしいですか。まず一つ目。全部言ってしまっていていいですか。はい。そして、二つ目が、これは新宿区といいますが、図書館に対してのお願いなんですけれども、XPはもう多分お手当ができなくなってしまいますので、もう7、8に変わってしまうので、できればなるべく早くお願いしたいなというところです。で、最後の三つ目なんですけれども、具体的な改善策が実施されるように設定しなければ意味がないということなので、もうこの会議はもう本当にそのためにあると思うので、話をしていく上で、どんどんそういうふうな方向にしていければいいなと思ったのと、もう一つは以前にお話をしました旧中央図書館の件です。こちらは確か老人向けの施設も近くにできると伺っています。ここは本当に連携ができるよい場所になるのではないかなと本当に思ったので、そこを進めていければいいなと思いました。

ということで一番の質問をお願い致します。

【 会長 】

じゃ、質問としては二つになろうかと思うんですけども、まず電子書籍の貸し出しというのはどういうことかということを知りたいと思います。

【 運協委員 】

先ほど、今、公立図書館では22館でしか電子書籍は導入してないという話をしましたけれども、その22館の中でもいろいろな形で、特にここに至るまで、まだ正直言うと実験なんです。実験段階なんです。公立の図書館で電子書籍ってということは。そういう段階の実験の過程でいろいろな方法を取っています。例えば、先ほどおっしゃったように、電子のいいところは別に図書館に来なくてもいい、外でもってということは、ダウンロードして見ることができるっていうやり方もあるでしょうし、先ほどおっしゃった、楽天のkoboという端末があるんですけど、これを、四国でしたか、ある図書館で、100台とか200台とか提供して、そのkoboにいくつかのコンテンツを入れて、それを端末ごと貸し出すというサービスをやってる所もあるそうです。ただ、これはコストの問題とかもありますから、な

かなか、そういう形が普及するとは思わないんですけども、楽天さんとしては、そういうことで、これは便利だなと思う人が増えればということで、先ほどのコマーシャルもそうだと思いますけども。ですから、いろいろな形があるんですが、どういうのがありますかね。あとね。

【 運協委員 】

さっき、手元の資料で、今年の1月7日現在で電子書籍の貸し出しを行う電子図書館が22って言ったんですよね。たまたまそのリストが私ここにあるんですが、このうちの、ちよつと今数えたら半分の11館は私全部行っております。で、全部見ておりますね。確かに、今言われるようにいろんなやり方があるんです。で、一つは、普通は図書館がちゃんとサーバーを管理していて、業者との契約で個人の方がその図書館に登録をしているとIDとパスワードを発行するんです。でもって、その方は自分のパソコンやiPadのようなアンドロイド型の端末からそこにアクセスをして、で、パスワードを入れて、自分が読みたい本を自分のパソコンだとか端末にダウンロードするんです。そうすると読めるようになります。ただその前提として、ソフトウェアが必要なんですね。そのソフトをちゃんと無料で、それもダウンロードできるようになっております。それをやった上で、その電子書籍を自分のパソコンや端末で読むようにするんです。で、これはページをちゃんとこう指でなぞると次々動くようなソフトになっております。これが2週間の貸出期間で2週間たつと自動的に消えるようになっております。もう2週間たつと、更新しない限り、もう読めないんです。で、他に順番待ちで予約の方が居ると更新もできないというのが一般的ですね。

その他に、今言われるように、楽天kobo、それからKindle、ソニーのリーダー、こういうのはいわゆる電子ペーパーを使ってまして、ちよつと今のパソコンや、iPadとはちよつと違うんですよね。私は目に優しいのはあっちの電子ペーパーのほうがろうとは思いますがね。あれは、いわゆるバックライトを使わないという。だから、電気もあまり消費しないんですけどね。これはもう既にその中に電子書籍のコンテンツを全部もう、入ってるんですね。それを利用者の方に貸すというやり方をしてる所もあります。ただし、それは明らかに決定的にコンテンツが少ないです。だから、せいぜいね、何百という。今さん言われたのはまんのう町ですかね。

【 運協委員 】

まんのう町ですね。

【 運協委員 】

まんのう町は楽天koboを貸すんです。それから、淡路島の中にある洲本市っていう所は、あれはKindleだったかな。でもそれが全部青空文庫なんですよ。青空文庫でつまり古典的な名作ですね、芥川だとか、夏目漱石だとか、そういうのしかないんですよ。だから、ち

ようど先週の土曜日です。3、4日前かな、まんのう町も行きましてし、その前、洲本も行ったんですが、今ほとんど誰も使ってません。入れた当初、みんな面白がって使うんですが、ひと月もたつともうみんな飽きちゃうんですよ。新しいコンテンツが入ってこないですもんね。

大きく分ければそうですね。端末そのものを貸すっていうやり方と、自分たちのパソコンや自分の持っているアンドロイド型の端末にそれをダウンロードして、2週間だけ利用するというやり方が多いと思います。それからそれをやる業者もいくつかありまして。大部分は今見るとやっぱり図書館流通センターと大日本印刷のものが数で見ても半分以上ですね。それに対して、本当に今回も行って、いや便利だって言ってたのがやっぱり国会図書館が持っているコンテンツ。これはタイトル数が圧倒的に多いんですよ。国内出版物の5分の1と言ってますからね。それが、地方に居ながらも見れる。ただし、これは自分のパソコンにダウンロードすることはできません。全部図書館に行って、そこで読むほかないんです。個人の端末まで送ることはできません。それから、プリントアウトもできるんで、何か必要な本が、それを見ないと分からない、調べられないというような項目については、国会図書館にしかないようなもの、あるいは他の図書館にあってもそこまで行けないような方にとっては便利だと思います。

【 会長 】

はい、ありがとうございます。じゃ、もう一つのほうの質問で新宿区の XP 問題ですけど、これちょっとさっきもありましたが・・・。

【 図書館側委員 】

はい、それでは、私のほうからお答えします。新宿区は情報化戦略というプラン持っています。それでは、新宿区のいわゆる区役所の IT 環境を整備するっていうことが一つの柱としてあるのと、もう一つは区民のこの情報化時代への情報サービスのあり方という、2本立ての柱になってるんです。そのため、区役所に置くパソコン、つまり区の備品として購入するパソコンについては、IT コストの関係もありますので、全部一元管理しています。従って、XP を今現在、費用対効果の関係でずっと長く使ってたんですが、まこの、XP の保証期間が切れるということなんで、来年度すぐにこれを更新するっていう話には実際今なっていないんです。ただ、来年度非常に大きな課題になるはずなんです。従いまして、図書館としても、図書館に置いてある利用者用端末、これも区の備品になりますので、その更新については、その情報戦略化本部ってのがあるんですけども、そちらのほうに、付与して、なんとか27年度には全部更新できるようにしたいと思ってます。それが一つです。

それから、先ほども3点目に、旧中央図書館の跡地に、現在区立施設としては、区立仮称下落合図書館、皆さんでご議論いただきました。それと防災備蓄倉庫と、それからもともとありました土木部の工事事務所が入ります。その隣が認可保育所と、それから小規模

多機能型の介護保険施設が入ります。これは民設で土地を区が定期借地で貸して、もうまったく今民間で。これも計画がもう、設計がもうできあがって、そろそろ着工という段になってます。こないだの仮称下落合図書館の計画案にご議論いただいたときも、やっぱりこれの隣接を生かした特色あるサービス、特に高齢者向けの、特にその介護保険の関係です。ね、認知症高齢者でありますとか、あるいは高齢者の介護施設に訪ねて来られるご家族の方、それからまた介護予防というような課題解決っていうんですか、そのように役立つような蔵書構成やサービス提供っていうのをこれから検討していきたいと考えております。よろしくをお願いします。また、いろいろご意見を伺いたいと思っております。

【 会長 】

まだ、もう少し時間ありますので、まだご発言のない方。はい、じゃ、お願いします。

【 運協委員 】

公立図書館への導入の課題について3点お聞きしたいんですけども、1点はアメリカ、韓国など海外に比較して、日本が進まない原因を分析されています。このアメリカや韓国、それから西欧諸国も、黎明期においては日本と同じような課題があったんじゃないかなと思うんですが、そこら辺はどのように解決を図られて、現在のような状況になっているかをお尋ねしたいと思います。これが1点。それから2点目はフォーマットの統一ですね。これは、それがなされていないことによって、普及が進まないということのようなんですけども、これは、そういった統一化の動きというのはあるんでしょうか。これが第2点。それから第3点は学校教育の立場からすると、あまりデジタル化ばかりが進むのは決して好ましいことではないなと個人的には思うんですが、しかしこれも世の中の趨勢ですし、デジタル化はそれはそれでよいことだと思えます。それで、主にコンテンツがコミックであるとか、そういった関係のものが多いということなんですけども、将来的には例えば児童書であるとか、そういったものも進む可能性というのはあるんでしょうか。以上3点、お願い致します。

【 会長 】

じゃ、お願い致します。

【 運協委員 】

フォーマットの統一に関しましては、さすがに出版会のいろいろな、最初はみんな、むしろそのいわゆる印刷系の業者さんとか、電子書籍の時代になったときに乗り遅れないようにということで、うちはこの形、うちはこの形って形でちょっと乱立したんですけども、業界の中でもまとまって、先ほどの著作権管理の問題も含めて、そういういくつかの団体のようなもの、あるいは会社のようなものを作ってまとまろうという動きはいろいろ

ありまして、その中では、このフォーマットでいこうということになっておりますので、いずれこれは方向としては収束して統一していくということに、それは恐らく近い将来になると思います。

それとその3点目の児童書の問題なんですけど、これはいろいろなことを言う人が居ます。少し前までは、児童書の出版社の人は、いや子どもの本は関係ないと。電子書籍は。やっぱりものがあるって、それを親と子で、あるいは図書館で読み聞かせるとか、学校の先生も含めて、そういうものだよっていうことがあったんですけども、ちょっとここへ来て風向きが変わってきて。いや、もしかすると、端末ということではしか味わえない、何かいろいろな仕組みみたいなものが。例えば大きくするとか、何か別のものに飛ぶとか、声が聞こえるとかですね。もしかすると電子という媒体を使ってこそできる、ただ教育的なものだけじゃなくて、味わいとかですね。そういうものもあるのかもしれないということで。私の所は児童書は直接作ってないんですけども、少し変わってきてるように個人的には感じています。私自身は紙の本が大好きですし、少なくとも図書館さんにおいては、あるいは教育の場においては、紙でというふうに個人的には思いたいんですけども、先ほど委員がおっしゃったように、もっと高い見地からすれば、情報全体ということだったら何も紙にこだわる必要はないですし、そのほうがいろいろ加工しやすい、発展しやすいってことでもありますので、これは価値観が変わりつつある中でちょっとどれぐらいのスピードで変わっていくのかわかっていうことは少し分からないなと最近感じております。すいません、ちょっと、アメリカ、韓国の状況について、よろしいでしょうか。

【 運協委員 】

あのですね、もうアメリカ、それから韓国が特に図書館でどういうコンテンツを提供してるかは私どもの研究所で全部調べました。内訳を見るんです。特にアメリカはオーバードライブ社っていう民間の会社がありまして、ここが図書館向けにいろんな電子書籍のコンテンツを提供してるんです。ニューヨークの図書館だとか、ボストンの図書館だとか、あとどこを見たかな、シカゴだとかのその入手書籍の内訳見ると、圧倒的にこれはロマンス系とミステリーが多いんですよ。こういうものをアメリカの公共図書館ではそもそも入れてるんですね。ご存じだと思うけど、アメリカの公共図書館行くと、ペーパーバックでどぎつい絵かなんかが表紙に書いてあるような、こんな分厚いペーパーバックの本がたくさん置いてあるんですよ。多分日本の図書館があの手のはやはり図書館に置かないんですね。で、アメリカの場合、そういうものを読む層が居て、特に Amazon で売ってる Kindle が普及したのは、そういう人たちがそういう本を読むんですね。書店の数がそもそもアメリカは日本に比べると少ないんですよ。だから、ああいう通信販売とか、昔のブッククラブのような形で手に入れた。従って、インターネットの普及でネットからダウンロードして読むという文化が日本に比べるとともともとあったといわれています。日本の場合、それと同じような形で公共図書館の電子書籍が普及するかっていうと、私はちょっと否定

的ですね。先ほど来出ているように、もう少し、やはり今の公共図書館の選書にあったものが電子のコンテンツに変わっていかないと、なかなか日本では公共図書館が踏み切れな
いと思います。それから、韓国も調べたんです。韓国は逆なんです。今度は圧倒的に子ども
の教育用のコンテンツがすごく多いんです。本当に教育熱心な国だっていうことよく分
かりましたけどね。

学校の教材とは言わないまでも、子どもの楽しみの読書というよりは、教育のためのコ
ンテンツがものすごく多いです。従って日本の場合に韓国やアメリカで主流のコンテンツ
がすぐに公共図書館に入ってくるかどうかはやや疑問です。

それから、これはうちの、まあ、早稲田の学生さんだかよく知りませんが、慶応の学生
見ても、やっぱりね、電子書籍そのものが若い層にもそんなに浸透してないんですよ。
やっぱり、学生が私に言いましたけど、1冊の本を最初から最後まで小説読もうと思った
ら、そりゃ紙のほうが絶対楽ですよって言う。私なんかもそうですね。何か調べものをす
る、そうするとインターネットで検索して何かを調べる、このときには圧倒的に電子やイ
ンターネットが強いですが、長時間の読書にはやっぱり今の日本の電子書籍やリーダー、
読書端末は、やっぱり向いてないと思いますね。

もちろん中には、あれがいいって言って、学生の中にはもっぱらあれで本を読む人とい
うも居ますが、私なんかは、やっぱり、あれ、使ってる画面がずっと同じなんで、どの本
を読んでもっていうか、コンテンツが変わっても、なんだか同じ本を読んでもるような気に
しかならないんですよ。それがもう、やっぱり、私も買って、当初は使ってみました、
もう1カ月ぐらいたったときには、やっぱり紙の本のほうがいいなというふうには感じま
したね。

だからそこをクリアできるような読書端末が普及しない限り、そもそも電子書籍そのも
のが日本人の中には浸透しないんじゃないかと。で、一方逆に私は雑誌だとか新聞、これ
は電子のほうが多分いいんじゃないかと。だから、だいぶ図書館もね、電子雑誌はかなり
もう普及しちゃってますが、図書館でもやっぱり新聞、雑誌系のものは、さっき情報だ
と言われましたけど、そういったものは本に比べるとまだ普及しやすいんじゃないかと感
じております。これ人によって多少受け止め方、感じ方が違うんで、一概にそうとは言え
ませんけれども、私の印象です。

【 会長 】

じゃ、ちょっと補足させていただくと、アメリカの場合も、特に大学図書館に電子書籍
を普及しようっていうのは90年代後半なんですね。インターネットが普及してすぐに始ま
ったんですが、最初の始めた所はほとんどつぶれちゃいました。で、大手に大体吸収され
て、大学の電子書籍の提供っていうのはかなり寡占化状態になったっていうことはありま
した。ですから、なかなかすぐにあったから普及したっていうものじゃなくて、それなり
に十数年、実は時間がかかってるという部分でもあります。

じゃ、それでよろしいでしょうか。じゃ、次の、もう少し、まだ発言のない方、どうぞ。

【 運協委員 】

私、皆さまお読みでいらっしゃると思うんですけど、この『つながる図書館』っていうのを読んでみまして、こういう図書館ができれば楽しいなあってすごく思ったんです。それで、今までいろいろな会議で伺って、中央図書館とか、あるいは仮称下落合図書館とかが、こういうイメージでできていくのかなってちょっと自分勝手に思ってたイメージと全然違って、この本を読んだときに、すごくワクワクしていくわけなんですよね。で、ここからなんですけれども、下落合図書館にしても、中央図書館にしても、今度作るときに、もう1回、こういうのっていうのは、あまりイメージしてなかった、知らなかったことがたくさんあったもんですから、これを読んでから思い浮かべるときの図書館の姿っていうのが違うわけなんです。なので、もう1回、そういうことも入れていただいて、せっかく作る新しい図書館ですのね。それで、23区の、あるいは東京都のモデルになるような、そんなステキな図書館になったっていいわけですよ。だからせっかく作るんだから、そういうことをもう一度みんなで考えるチャンスがあればいいなって思ったんですけど、お願いできないでしょうか。

【 図書館側委員 】

新中央図書館の基本計画ですが、いろんな皆さんにも、ここにいらっしゃる皆さんにも関与していただいて、基本計画をおまとめいただきました。で、本当だったら、今頃その槌音がここで聞こえてるはずなんですけど、僕はある意味では、このちょっとした凍結期間っていうんですかね、これがまた逆に言うとチャンスだったのかなという思いを一つ持っています。従いまして、新中央図書館を作るということはいささかも変わりありませんが、そこで提供するサービス内容であるとか、そういうものについてはやっぱりいろいろと図書館っていうのも、社会状況の変化だとか、そういうのに適宜対応していかなきゃいけませんし、また、人々のニーズもいろんな多様化してますので、そこはもう一度、新中央図書館を作ることは間違いないんですけど、中身については、この図書館運営協議会などを通じて、いろいろとご意見をいただいて、今後検討していきたいと思っています。

それから、あと、下落合図書館ですけども、もう間もなく基本設計ができあがってまいります。これは、皆さん方で議論いただいた要求事項を設計当局のほうにも出して、13案ほどプランが出てきて、そのうち3案にまとめてもらったやつをこないだ図書館運営協議会でもご議論いただきました。あれに基づいて、最終1案の基本設計がもう間もなくできてまいりますので、またこれは4月以降になりますけれども、地域懇談会というようなものもまた開かせていただいて、地元の皆さんを始め、多くの方に、まずできる前から結構話題作りをできるようにしていきたいなと思っています。できる前からそういう図書館の利用層っていうんですかね、つながるっていうネットワークを作れるような仕掛けも考え

ていきたいと思っておりますので、よろしくご指導のほどをお願いします。

【 会長 】

それでは、ちょっと時間が押してきてるんですけど、何か一つありましたらお願いします。ちょっと待ってください。マイクが来ますから。

【 運協委員 】

電子書籍の普及への対応ということについて、ただ、意見の一つとして、電子書籍っていうのは、個人的にはあまり普及はしないと思います。ですから、きょう、電子書籍の対応ということではなくて、ことさら考えなくて、情報の一つの道具としてとらえて、電子書籍で恩恵を被る方もいらっしゃるから、国会図書館からの配信の利用と新宿区の資料の電子化を図るっていうぐらいでいいのではないかなと思っております。以上です。

【 会長 】

はい、それでは、今、時間も押してきたんですけども、ご意見をいただいた、それからご質問で、さまざまな、他に、

【 運協委員 】

私も自分を考えてみますと、やはり電子書籍よりペーパーのほうが読みやすいと思っております、そして2050年、2人に1人が高齢者になるというときに、本当に文字を読むということが、高齢になってくるとおっくうになって、遠ざかってしまうんですね。ですから、電子書籍でも文字を追うのではなくて、文字を読んでいくという方も居る、それも一つのこともかもしれないんですが、音声が出て、朗読的に聞けるという、そういうものになれば私はもっとも利用が多いのかなと。私その2050年の超高齢社会に向けてのこれは思いなんですけど、そんなことを思いました、すいません。

【 運協委員 】

はい、すいません、初めての出席で申し訳ありません。一般論なんですけれども、私は子どもを産んで、地域の図書館を、鶴巻図書館とか、戸山図書館に行くことが多いんですけども、図書館に初めて入って、居場所がないなことをよく思いました。シニアの方たちの場所なので、静かにしていなさいいけないと思っておりますので。千代田区のほうには、本を探すときに子どもをちょっと預ける施設、あるそうなんですけれども。それはまあ別にいいとして、子どもを産んでから、子どもに紙の本を触らせたいという思いができました。それで図書館に行くことがあります。私も学生ときに本を触り、調べものをする。その他に、子どもができてから図書館に行くっていうことがあったので。それで、子どもといっても幼児のことで、まだ幼児しか持ってませんので、大きな子どもは分かりません、

申し訳ありません。それで、そういう母親の視点からなんですけれども、子どもが紙の本を触る、そういう、文化人をどんどん新宿から増えてほしいなと思います。もちろん、電子書籍も iPad のほうで触ると英語でちゃんと発音してくれるとか、触ると音楽が聞こえるとか、そういういい面はとともあります。アプリでたくさんやっていますので、そういうものもありますが、紙の本を触り、時にはそこに書いて、その子どもがやってるんですけど、絵本を見ながらそれをまねしてやってるので、ぜひぜひ紙の本を触る子どもたちが増える新宿になってほしいなと思いました。すいません、こんな意見で、失礼致します。

【 会長 】

はい、ありがとうございます。それでは、今電子書籍を今後どうするかということと、今後の電子書籍の普及という問題、それから、紙の本をぜひ大事にしていきたいということだと思いますので、その意見についてはこれからの図書館サービスの中の、来年度はこれサービス計画ということになってくるとは思いますが、そういう中でぜひこれも検討していくという、計画の中に入れていくということを考えていきたいと思っています。

では、きょうの二つの講義と質疑応答、これで一応終わりにさせていただいて、きょうの最後の議題でありましたけれども、図書館からの報告で新宿区立図書館のアンネ・フランク関連図書の破損行為についてということで、これは事務局のほうでよろしいでしょうか。

【 図書館側委員 】

はい。既に皆さま方の所にご送付をさせていただいておりますが、きょうちょっとザクッとその後の経過的なところでご報告をさせていただきます。アンネ・フランク関連図書の破損ということで、新宿区立図書館、40冊でございます。その一覧についてはこちらに添付をさせていただきますけれども。そのご、この表紙の2枚目の一番後ろのほう、確か2月22日に杉並警察署に捜査本部を置いたというところで前回終わってたかと思うんですが、これはその続きが書いてない資料、きょうお配りされてますね。大変申し訳ございません、その続きのことを口頭で恐縮です。まず一つはイスラエル大使館から一番被害の多かった杉並区、ここが130冊以上被害にあっているということで、杉並区が代表してイスラエル大使館から寄贈を受けたと。新宿区も大変感謝して受領の申し出をさせていただきます。それが、この被害図書の一覧というのが後ろに別表で付いてますが、全部で40冊のうち、このうちの28冊が既に絶版になってる本なんです。で、大使館も市場に流通してる本じゃないと、なかなか買えないので、で、新宿区としては、今現状流通してる本を10冊、大使館のほうに、杉並区を経由して要望して、それが補充されます。それからあと、全国から寄贈の申し出が20件以上も寄せられていて、実際に今、寄贈を受け取ったのが2冊、そういう状況でございます。そういうことがその後ございました。

それからあと、捜査の関係なんですけど、細かい情報は捜査情報になるんで私も知らない

所があるんですけども、まずこれ器物損壊罪なんです。器物損壊容疑で捜査本部を置くってのも初めてだそうです。捜査本部を置くというのが。それからあと、器物損壊で捜査1課が所轄してるという、殺人だとか強行犯を扱う。捜査1課が所轄してるっていうのも、これも警視庁始まって以来のことだそうです。海外でもこれ結構報道されてまして、私も海外のメディアの記事だとか、そういうのもインターネットで見ましたんですが、書きぶりが、「かつてナチス・ドイツと同盟国であった日本において」と、こういうような書き出しで始まっているような記事っていうのも割りと見受けられます。海外のメディアでも、私の名前だとか資料係長の名前だとかも出てんですね。写真なんかも出て。私ちょっと怖くなって、こないだ、私の家内が、実は検索サイト、皆さん、ヤフーとかグーグル使ってるんですけど、私の家内、自宅でマイクロソフトの検索サイト使ってるんですよ。で、そこはヤフーと同じようにニュースってのが出てんですね。で、それが写真入りで出てんですよ、これ流れてるの。そしたらね、「あんた出てるわよ」っていうんですよ。で、見たら、浅田真央の次ぐらいにこう出てんですよ。私がこうやって破れた本を持ってる写真がね。なんかちょっと怖くなりましたね。ええ。ちょっとそれは余談なんですけれども。

そういう意味で、極めて、直接図書館としては、こういう、図書館ってある意味じゃ、共有の文化っていうんですかね、貴重な本もありますんで、こういうのを直接こうやって破くとか、そういうのってのは本当に許しがたい行為ですね。かつて、『はだしのゲン』だとか、そういうのもいろんなご意見寄せられました。ただ、そういうのは言葉で意見として言ってくる分にはいいですけども、こういうふうに直接、どういう動機があるのか分かりませんけれども、破くとか、こういうのっていうのは本当に図書館に対する冒とくっていうんでしょうかね。区民の知的財産に対する冒とくだと私は思いますね。

そういうところで、ちょっと報告というか。資料については皆さんに、きょうお手元にもお配りしてある通りだと思います。

【 会長 】

はい、ありがとうございます。じゃ、この問題はまたその後の経過がもしあれば、協議会でも報告していただきたいと思います。

【 運協委員 】

ちょっといいですか。

【 会長 】

はい。

【 運協委員 】

これに関して。やっぱり気がかりなのは、じゃあ、残ってるアンネ・フランクの本はど

ういうふうにしていくのかということと、それからやっぱりこれだと、館内の監視カメラっていうものの存在意義が認められちゃうようなことにもなるんですね。一方で皆さん利用者の方のプライバシーっていう問題もあるわけだし。その監視カメラの活用。それから、今、全然残ってないわけじゃないでしょ、アンネ・フランクの本。

【 図書館側委員 】

ありますね。

【 運協委員 】

それも扱いが今どうなってるのかだけ教えてください。

【 図書館側委員 】

はい。それでは今の2点ですけれども、アンネ・フランクまたアウシュビッツ、それからホロコースト関係の本については、一般の書架からは抜き出してきて、テーマ図書展示的な形で、カウンターの脇にブックトラックに載せてあります。今日下へ行ってご覧いただくと分かると思うんですが、アンネ・フランク関連図書ということで、一般のご利用にも供してますし、閲覧も自由ということで提供してます。

先日NHKの放送であったんですが、大体、首都圏の2割ぐらいの図書館が閉架のほうに移してるとか、そういう扱いをしてるといことも聞いてます。残り8割は、まったく今までの書架に置いてあるまんまにしてる所と、あと、新宿区はこういうやり方なんですけど、それを集めてブックトラックで置いとくという、そういう2通り、これが8割だそうです。

それからあと、監視カメラなんですけれども、新宿区は新宿区の監視カメラ設置要綱が定めてございます。その要綱の目的は利用者の安全を守るために監視カメラを付けるというのが一番の大前提な目的になってるんですね。従いまして、公共施設にも監視カメラ置いてある所、新宿区立図書館は館内には監視カメラ置いてません。防犯カメラ。ただ、複合施設までありますとか、地域センターと一緒にってる、出張所と一緒にってるとか、そういう所はいわゆる1階の玄関のロビーだとか、エレベーターホールだとかに防犯カメラを置いてある。で、それは利用者の安全確保のために置いてある。ということなんで、その設置目的から考えると、いわゆる、利用者を監視するというような、そういう性格の使い方っていうのはやっぱできないっていうふうに思ってます。いろいろ議論があるところだと思います。ただ、実際この被害に遭った図書館でも、例えば西東京市でありますとか、そういう所は館内に監視カメラを置いてある。ただ、置いてあるにもかかわらず、まあ、それが・・・まあ今、警視庁のほうでもその映像を取り寄せて分析してるっていうような報道もなされてますけれども、そういうのが置いてあっても、こういうことが起きるっていうことですよ。だから、本当にごく一部の心ない、大多数の方は非常に良心的に図書館のほうお使いいただいでるんで。まあ、防犯カメラについてはいろいろと議論があると

ころではあります。ただ現時点では新宿区は、先ほど申し上げたように、利用者の安全確保という目的と図書館内にはプライバシーの保護という意味で付けてません。はい。

【 会長 】

はい。それでは、この報告について、終わりにしたいと思います。本日の最後、まとめとしまして、この平成 25 年度に 4 回このような協議会を行いまして、まとめをしていかなきゃいけないんですけども、教育長からの諮問にどうやってこの協議会が答申するかということで、案を作らせていただきました。今、お配りしております。きょうの議論も踏まえて、案を早急に作らせていただきます。

三つの答申案というものをここに作らせていただきました。まず、仮称下落合図書館の基本計画についてということで、仮称下落合図書館の基本計画については基本計画案を了承すると。なお、区民、地域の課題解決に役立つ図書館として、地域の分析を行うと共に、保育介護施設の隣接を生かした特色あるサービス展開を望みますと。そういうことで答申させていただきます。

それから 2 番目ですけども、秋に議論しました、月曜の一斉休館をどうするか、改善していきたいということでありましたけども、利用拡大を図ると共にサービス向上を図るため、一斉休館を改善すべきであると。なお、具体化にあたっては費用対効果、従事者の労働条件など、経営の視点を持って検討し、今後実現を図っていくことを望みますと。

それから 3 です。きょうのことになるんですけども、電子書籍についてテーマに精通した委員からの現状と将来展望についてレクチャーを行ったと。で、平成 24 年 12 月、先ほどお話、ありましたけども、図書館の設置、および運営上の望ましい基準を踏まえ、新宿区図書館の基本方針サービス計画を平成 26 年度に検討し、早急に策定すべきであると、そういう答申案とさせていただきます。

はい、じゃ、ありがとうございます。文言の 3 の最後の所ですけども、今決めるところがまだあれば私のほうでさせていただきます。

はい、じゃ、ありがとうございます。文言の 3 の最後の所ですけども、今決めるところがまだあれば私のほうでさせていただきます。

それでは、きょう、ちょうど、議論いろいろ行いまして、時間が超過するかなと思いましたが、なんとか時間内に終わることができましたけども、最後に事務局のほうから来年度のこの協議会についての連絡事項があるということですので。

【 事務局 】

それでは、平成 25 年度の第 4 回の運営協議会ということで、25 年度が本日で終わりとなりました。来年度の図書館運営協議会につきましては、開催通知にも記載しました通り、先ほど講義していただいた内容ですね。新宿区の図書館サービスの基本計画についてという部分を主要テーマとしまして、進めてまいりたいと思っております。26 年度第 1 回の図

書館運営協議会の日程はちょっとまだ決まっておきませんので、日程が決まり次第、皆さまにご連絡のほうを致しますので、よろしくお願ひ致します。

【 会長 】

それでは、この本日の協議会はこれで終わりにしたいと思ひます。皆さまどうもお疲れさまでした。それからまた来年度もよろしくお願ひ致します。

―― ありがとうございます。

(了)